

滋賀県税条例および滋賀県税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

地方税法(昭和25年法律第226号)の一部改正等に伴い必要な改正を行うため、滋賀県税条例(昭和25年滋賀県条例第55号)および滋賀県税条例等の一部を改正する条例(平成28年滋賀県条例第52号)の一部を改正しようとするものです。

2 主な改正内容

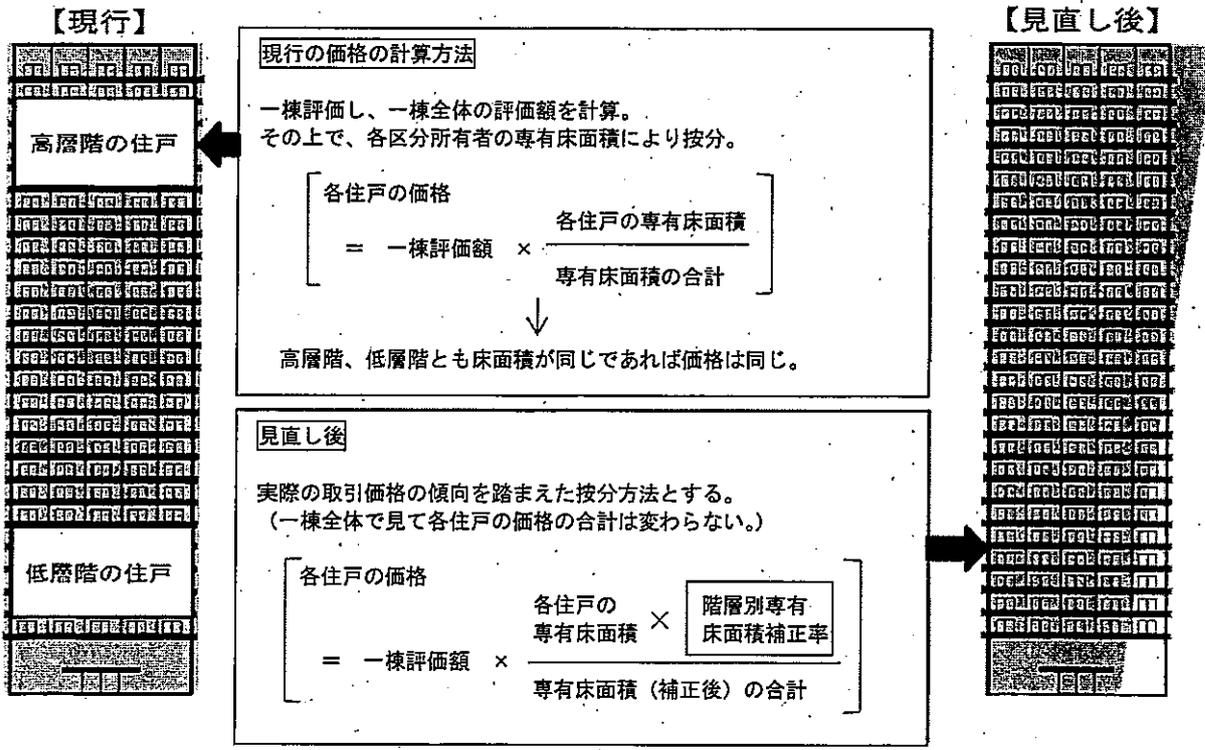
(1) 不動産取得税

ア 待機児童の解消を促進するために、①家庭的保育事業②居宅訪問型保育事業または③事業所内保育事業(利用定員が1人以上5人以下)の用に供する家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例控除割合を下表のとおりとします。

※平成29年度税制改正において、特例控除割合を現行の2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において道府県の条例で定める割合とするとされましたが、本県では、待機児童の解消に資する家庭的保育事業等を促進する観点から、特例控除割合を3分の2とします。  
(滋賀県税条例(以下「条例」という。)第39条の2関係)【平成29年4月1日から適用】

事業名	特例控除割合	
	現行	改正案
①家庭的保育事業	1/2	2/3
②居宅訪問型保育事業		
③事業所内保育事業 (利用定員が1人以上5人以下)		

イ 居住用超高層建築物(高さが60m以上のいわゆる「タワーマンション」)に係る不動産取得税について、人の居住の用に供する専有部分にあっては、当該専有部分の価格を算出する際に用いる専有床面積を、全国における居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格の動向を勘案して補正する措置を講ずることとします。(条例第39条関係)【平成30年4月1日施行】



(2) 自動車取得税・自動車税

ア 自動車取得税における乗用車の「エコカー減税」について、軽減率を見直した上、1年間延長することとします。(条例付則第10条の2および第10条の2の3関係)【平成30年4月1日施行】

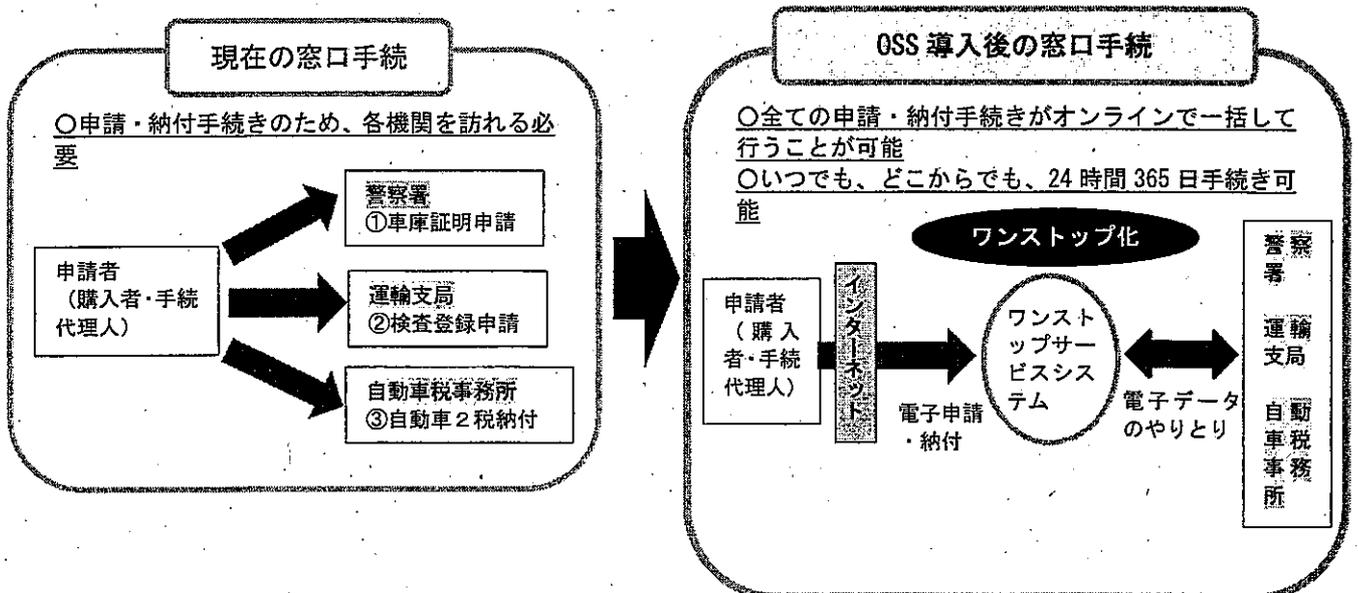
区分		軽減率の見直し			
対象車種		平成27・28年度	平成29年度	平成30年度	
EV等 ※1		非課税	非課税	非課税	
ガソリン車	H32燃費基準+40%達成		非課税	非課税	
	H32燃費基準+30%達成		非課税	80%軽減	
LPG車	H32燃費基準+20%達成		60%軽減	60%軽減	
ハイブリッド車	H32燃費基準+10%達成		80%軽減	40%軽減	40%軽減
	H32燃費基準達成		60%軽減	20%軽減	20%軽減
	H27燃費基準+10%達成	40%軽減	20%軽減	対象外	
※2	H27燃費基準+5%達成	20%軽減	対象外	対象外	

※1 EV等とは、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車、クリーンディーゼル乗用車を指す。

※2 排出ガス規制については、平成17年排出ガス基準75%低減達成車または平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る。

イ 自動車保有関係手続に係るワンストップサービス(OSS)を平成30年4月1日から導入するため、OSSによる手続があった場合の自動車取得税および自動車税の収納方法の特例規定を設けることとします。(条例第48条および第64条の3ならびに滋賀県税条例等の一部を改正する条例関係)【平成30年4月1日施行】

○自動車(登録車)の運行に必要な各種行政手続(検査登録(運輸支局)、保管場所証明(警察)、自動車諸税の納税(県税))を、OSSによりオンライン一括で行うことが可能。



### 3 その他の改正内容

#### (1) 個人県民税

ア 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長することとします。

(条例付則第6条関係) 【公布日施行】

イ 合計所得金額900万円(給与収入1,120万円)超の納税義務者に係る配偶者控除および配偶者特別控除の見直しに伴い、平成31年度以後の各年度分の個人県民税について、納税義務者本人の所得に応じ、調整控除の額を調整します。(条例第21条関係) 【平成31年1月1日施行】

ウ 平成31年度以後の各年度分の個人県民税における累積投資勘定が設けられている非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置について、当該非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の金額とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等の金額とを区分して計算する特例規定を設けます。(条例付則第14条の3の2関係) 【平成31年1月1日施行】

#### (2) 不動産取得税

不動産特定共同事業法に規定する一定の不動産の取得に係る課税標準の特例措置について、対象事業および対象不動産の見直しを行います。(条例付則第8条関係) 【不動産特定共同事業法の一部を改正する法律(平成29年法律第46号)の施行の日から施行】

#### (3) その他必要な規定の整備を行うこととします。【一部を除き公布日施行】

滋賀県税条例 新旧対照表 (第1条関係)

旧	新
<p>第1条～第20条 省略</p> <p>(所得割の調整控除)</p> <p>第21条 所得割の納税義務者については、その者の前条の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。</p> <p>(1) 当該納税義務者の前条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の2に相当する金額</p> <p>ア 5万円に、当該納税義務者が次の表の左欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の右欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額</p> <p>省略</p> <p>イ 省略</p> <p>(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額（当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。）の100分の2に相当する金額</p> <p>ア 5万円に、当該納税義務者が前号アの表の左欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の右欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額</p> <p>イ 省略</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第21条の2 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額および山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合に</p>	<p>第1条～第20条 省略</p> <p>(所得割の調整控除)</p> <p>第21条 所得割の納税義務者については、その者の前条の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。</p> <p>(1) 当該納税義務者の前条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の2に相当する金額</p> <p>ア 5万円に、当該納税義務者が次の表の左欄に掲げる者に該当する場合合には、当該納税義務者に係る同表の右欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額</p> <p>省略</p> <p>イ 省略</p> <p>(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額（当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。）の100分の2に相当する金額</p> <p>ア 5万円に、当該納税義務者が前号アの表の左欄に掲げる者に該当する場合合には、当該納税義務者に係る同表の右欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額</p> <p>イ 省略</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第21条の2 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額および山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合に</p>

は、当該100分の30に相当する金額)が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の4に相当する金額(当該納税義務者が前年中に第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合には、当該100分の4に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)を当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1)～(2) 省略

(3) 所得税法第78条第2項第2号および第3号に掲げる寄附金(同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)ならびに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(次号に掲げる寄附金を除く。)のうち、次に掲げるもの

ア～ウ 省略

(4) 省略

2

第21条の3～第26条 省略

(個人の県民税に係る徴収取扱費の交付)

第27条 省略

2および3 省略

4 知事は、前項の交付の期間内に徴収取扱費として交付することができなかつた金額があるときまたは交付すべき額を超えて交付した金額があるときは、当該金額を、当該金額があることが判明した日以後の交付の期間に係る徴収取扱費の額に加算し、またはこれから減額して交付する。

は、当該100分の30に相当する金額)が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の4に相当する金額(当該納税義務者が前年中に第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合には、当該100分の4に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1)～(2) 省略

(3) 所得税法第78条第2項第2号および第3号に掲げる寄附金(同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)ならびに租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(次号に掲げる寄附金を除く。)のうち、次に掲げるもの

ア～ウ 省略

(4) 省略

2 省略

第21条の3～第26条 省略

(個人の県民税に係る徴収取扱費の交付)

第27条 省略

2および3 省略

第27条の2～第38条 省略

(医療法人等の課税標準の区分経理の義務)

第38条の2 法第72条の23第1項ただし書に規定する法人で事業税の納税義務があるものは、当該法人の事業から生ずる所得について同項ただし書の規定によつて当該法人の事業税の課税標準とすべき所得の計算上益金の額または個別帰属益金額(法人税法第81条の18第1項に規定する個別帰属益金額をいう。)および損金の額または個別帰属損金額(同法第81条の18第1項に規定する個別帰属損金額をいう。)に算入しないものとされる部分に関する経理をその他の部分に関する経理と区分して行わなければならない。

2 および3 省略

第38条の3～第39条 省略

(不動産取得税の課税標準の特例)

第39条の2 省略  
2～13 省略  
14 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の15第2項の規定により同法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋(当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。)の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該家屋の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

15 児童福祉法第34条の15第2項の規定により同法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋(当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。)の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該家屋の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

第27条の2～第38条 省略

(医療法人等の課税標準の区分経理の義務)

第38条の2 法第72条の23第2項に規定する法人で事業税の納税義務があるものは、当該法人の事業から生ずる所得について同項の規定によつて当該法人の事業税の課税標準とすべき所得の計算上益金の額または個別帰属益金額(法人税法第81条の18第1項に規定する個別帰属益金額をいう。)および損金の額または個別帰属損金額(同法第81条の18第1項に規定する個別帰属損金額をいう。)に算入しないものとされる部分に関する経理をその他の部分に関する経理と区分して行わなければならない。

2 および3 省略

第38条の3～第39条 省略

(不動産取得税の課税標準の特例)

第39条の2 省略  
2～13 省略  
14 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の15第2項の規定により同法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋(当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。)の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該家屋の価格の3分の2に相当する額を価格から控除する。

15 児童福祉法第34条の15第2項の規定により同法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋(当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。)の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該家屋の価格の3分の2に相当する額を価格から控除する。

16 児童福祉法第34条の15第2項の規定により同法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業（利用定員が5人以下であるものに限る。）の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていらないものに限る。）の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該家屋の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

17 省略

第39条の3～第150条 省略

付 則

第1条～第5条の3 省略

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)

第5条の4 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（以下この条、次条および付則第21条において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）において、第1号に掲げる金額と第2号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第3号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の5分の2に相当する金額（第3項において「県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第20条および第21条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(1) 省略

(2) アに掲げる金額とイに掲げる金額とを合計した金額からウに掲げる金額を控除した金額  
アおよびイ 省略

ウ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第25条の規定による免除額、所得税法第92条の規定による控除額、租税特別措置法第10条から第10条の5の3までおよび第10条の6（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「震災特例法」という。）第10条の4の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による控除額ならびに震災特例法第10条の2から第10条の3の3までの規定による控除額の合計額

(3) 当該納税義務者の前年分の所得税の額（同年分の所得税について、租税特別措置法第41条、第41条の2の2、第41条の18、第41条の18の2第2項、第41条の18の3もしくは第41条の19の2から第41条の19の4まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）第2条または所得税法第95条の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額）

2～5 省略

第5条の4の2 省略

2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

(1) 省略

(2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者から法第45条の2第1項に規定する給与の支払を受けている者であつて、前年中において給与所得以外の所得を有しなかつたものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合

3 省略

4 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成26年から平成31年までであつて、かつ、租税特別措置法第41条第3項第2号に規定する特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有するときは、第1項の規定の適用については、同項

ウ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第25条の規定による免除額、所得税法第92条の規定による控除額、租税特別措置法第10条から第10条の5の4までおよび第10条の6（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「震災特例法」という。）第10条の4の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による控除額ならびに震災特例法第10条の2から第10条の3の3までの規定による控除額の合計額

(3) 当該納税義務者の前年分の所得税の額（同年分の所得税について、租税特別措置法第41条、第41条の2の2、第41条の18、第41条の18の2第2項、第41条の18の3もしくは第41条の19の2から第41条の19の4まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）第2条または所得税法第95条の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額）

2～5 省略

第5条の4の2 省略

2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

(1) 省略

(2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定により 給与支払報告書を提出する義務がある者から法第45条の2第1項に規定する給与の支払を受けている者であつて、前年中において給与所得以外の所得を有しなかつたものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合

3 省略

4 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成26年から平成31年までであつて、かつ、租税特別措置法第41条第3項第2号に規定する特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、第1項の規定の適用については、同項

中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「39,000円」とあるのは「54,600円」とする。

第5条の5および第5条の6 省略

(肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例)

第6条 昭和57年度から平成30年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛が全て同項に規定する免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が1,500頭以内である場合に限る。）において、法第45条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものおよびその時までに提出された法第45条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）にその肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る県民税の所得割の額として施行令附則第5条第1項に定める額を免除する。

2～4 省略

第6条の2～第7条の4 省略

第8条 省略

2～9 省略

10 農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）第2条第3項に規定する農業近代化資金で施行令附則第7条第13項に規定するものもしくは漁業近

中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「39,000円」とあるのは「54,600円」とする。

第5条の5および第5条の6 省略

(肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例)

第6条 昭和57年度から平成33年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛が全て同項に規定する免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が1,500頭以内である場合に限る。）において、法第45条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものおよびその時までに提出された法第45条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）にその肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る県民税の所得割の額として施行令附則第5条第1項に定める額を免除する。

2～4 省略

第6条の2～第7条の4 省略

第8条 省略

2～9 省略

10 農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）第2条第3項に規定する農業近代化資金で施行令附則第7条第13項に規定するものもしくは漁業近

代化資金融通法（昭和44年法律第52号）第2条第3項に規定する漁業近代化資金で施行令附則第7条第14項に規定するものの貸付けまたは株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）別表第1第8号もしくは第9号の下欄に掲げる資金の貸付けを受けて、農林漁業経営の近代化または合理化のための共同利用に供する施設で施行令附則第7条第15項に規定するもの取得した場合における当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に行われたときに限り、価格に当該施設の取得価額に対する当該貸付けを受けた額の割合（当該割合が2分の1を超える場合にあっては、2分の1）を乗じて得た額を価格から控除する。

11 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第7条第16項に規定するものの新築を平成29年3月31日までにした場合における第39条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第7条第16項に規定するもの」とし、施行令第37条の16に定めるものに限る」とあるのは「含む」と、「1戸につき1,200万円（共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下「共同住宅等」という。）にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令第37条の17に定めるものにつき1,200万円）」とあるのは「当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令附則第7条第17項に規定するものにつき1,200万円」とする。

12 不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）第2条第7項に規定する

代化資金融通法（昭和44年法律第52号）第2条第3項に規定する漁業近代化資金で施行令附則第7条第14項に規定するものの貸付けまたは株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）別表第1第8号もしくは第9号の下欄に掲げる資金の貸付けを受けて、農林漁業経営の近代化または合理化のための共同利用に供する施設で施行令附則第7条第14項に規定するもの取得した場合における当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に行われたときに限り、価格に当該施設の取得価額に対する当該貸付けを受けた額の割合（当該割合が2分の1を超える場合にあっては、2分の1）を乗じて得た額を価格から控除する。

11 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第7条第15項に規定するものの新築を平成29年3月31日までにした場合における第39条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第7条第15項に規定するもの」とし、施行令第37条の16に定めるものに限る」とあるのは「含む」と、「1戸につき1,200万円（共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下「共同住宅等」という。）にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令第37条の17に定めるものにつき1,200万円）」とあるのは「当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令附則第7条第16項に規定するものにつき1,200万円」とする。

12 不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）第2条第7項に規定する

特例事業者が、同条第3項

に規定する不動産特定共同事業契約（同項第2号に掲げる契約のうち施行令附則第7条第18項に規定するものに限る。）に係る不動産取引の目的となる不動産で次に掲げるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成31年3月31日まで

に行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

(1) 建替え（建替えが必要な家屋として施行令附則第7条第19項に規定するものの当該建替えに限る。）その他施行規則附則第3条の2の16第1項に規定する行為により家屋（都市機能の向上に資する家屋として施行令附則第7条第20項に規定するものに限る。以下この項において「特定家屋」という。）の新築をする場合において、当該特定家屋の敷地の用に供することとされている土地

(2) 前号に掲げる土地を敷地とする同号の建替えが必要な家屋として施行令附則第7条第19項に規定するもの

(3) 第1号に掲げる土地の上に新築される特定家屋

(4) 特定家屋とするために増築、改築、修繕または模様替をすることが必要な家屋として施行令附則第7条第19項に規定するもの

(5) 前号に掲げる家屋の敷地の用に供されている土地

小規模不動産特定共同事業者（第1号において「小規模不動産特定共同事業者」という。）、同条第9項に規定する特例事業者（以下この項において「特例事業者」という。）または同条第11項に規定する適格特例投資家限定事業者で施行規則附則第3条の2の16第1項に規定するもの（第2号において「特定適格特例投資家限定事業者」という。）が、同法第2条第3項に規定する不動産特定共同事業契約（同項第2号に掲げる契約のうち施行令附則第7条第17項に規定するものに限る。）に係る不動産取引の目的となる不動産で次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成29年法律第46号）の施行の日から平成31年3月31日まで

の間 に行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

(1) 小規模不動産特定共同事業者および特例事業者（不動産特定共同事業法第22条の2第3項に規定する小規模特例事業者（次号において「小規模特例事業者」という。）に限る。） 次に掲げる不動産

ア 昭和57年1月1日前に新築された家屋のうち、施行令附則第7条第18項に規定する用途に供する家屋とするために増築、改築、修繕または模様替をすることが必要なもの

イ アに掲げる家屋の敷地の用に供されている土地

(2) 特例事業者（小規模特例事業者を除く。）および特定適格特例投資家限定事業者 次に掲げる不動産

ア 建替え（建替えが必要な家屋として施行令附則第7条第19項に規定するものの当該建替えに限る。）その他施行規則附則第3条の2の16第2項に規定する行為により家屋（都市機能の向上に資する家屋として施行令附則第7条第20項に規定するものに限る。以下この項において「特定家屋」という。）の新築をする場合において、当該特定家屋の敷地の用に供することとされている土地

イ アに掲げる土地を敷地とするアに掲げる建替えが必要な家屋として  
施行令附則第7条第19項に規定するもの

ウ アに掲げる土地の上に新築される特定家屋

エ 特定家屋とするために増築、改築、修繕または模様替をすることが  
必要な家屋として施行令附則第7条第19項に規定するもの

オ エに掲げる家屋の敷地の用に供されている土地

13 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第4  
号に掲げるものをいう。）が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全  
性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第12項に規定する  
薬局のうち患者が継続して利用するために必要な機能および個人の主体的  
な健康の保持増進への取組を積極的に支援するものとして施  
行規則附則第3条の2の18第1項に規定するものを用いて供する不動産で施  
行令附則第7条第21項に規定するものを取得した場合における当該不動産  
の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取  
得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の6  
分の1に相当する額を価格から控除する。

## 第8条の2 省略

（不動産取得税の減額等）

第9条 心身障害者を多数雇用するものとして施行令附則第9条第1項に規  
定する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法  
律第123号）第49条第1項第6号の助成金その他これに類するものとして施  
行規則附則第3条の2の19に規定するもの支給を受けて、当該事業所の  
事業の用に供する施設で施行令附則第9条第2項に規定するものを取得し  
た場合において、その者が当該施設の取得の日から引き続き3年以上当該  
施設を当該事業所の事業の用に供したときは、当該施設の取得に対して課  
する不動産取得税については、当該取得が平成23年改正法の施行の日の翌

13 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第4  
号に掲げるものをいう。）が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全  
性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第12項に規定する  
薬局のうち患者が継続して利用するために必要な機能および個人の主体的  
な健康の保持増進への取組を積極的に支援するものとして施  
行規則附則第3条の2の17第1項に規定するものを用いて供する不動産で施  
行令附則第7条第21項に規定するものを取得した場合における当該不動産  
の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取  
得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の6  
分の1に相当する額を価格から控除する。

## 第8条の2 省略

（不動産取得税の減額等）

第9条 心身障害者を多数雇用するものとして施行令附則第9条第1項に規  
定する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法  
律第123号）第49条第1項第6号の助成金その他これに類するものとして施  
行規則附則第3条の2の18に規定するもの支給を受けて、当該事業所の  
事業の用に供する施設で施行令附則第9条第2項に規定するものを取得し  
た場合において、その者が当該施設の取得の日から引き続き3年以上当該  
施設を当該事業所の事業の用に供したときは、当該施設の取得に対して課  
する不動産取得税については、当該取得が平成23年改正法の施行の日の翌

日から平成29年3月31日までの間に行われたときに限り、納税者の申請により、当該税額から価格の10分の1に相当する額に税率を乗じて得た額を減額する。

2～7 省略

第9条の2～第10条 省略

(自動車取得税の税率の特例)

第10条の2 省略

2 ガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車(内燃機関を有する自動車であつて、電気を他の施行規則第4条の4第5項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則第4条の4第6項に規定するものをいう。付則第10条の2の3第1項から第4項までにおいて同じ。)のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則第4条の4第7項に規定するものをいう。以下この条および付則第10条の2の3第1項において同じ。)に該当するものを除く。以下この条および付則第10条の2の3において同じ。)(車両総重量が2.5トン以下のバスまたはトラックであつて、次のいずれにも該当するもので施行規則第4条の5第1項に規定するものに限る。)で初めて新規登録等(道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録または同法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。))をいう。以下この条および付則第10条の2の3において同じ。)を受けけるもの取得(付則第10条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日まで

日から平成29年3月31日までの間に行われたときに限り、納税者の申請により、当該税額から価格の10分の1に相当する額に税率を乗じて得た額を減額する。

2～7 省略

第9条の2～第10条 省略

(自動車取得税の税率の特例)

第10条の2 省略

2 ガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車(内燃機関を有する自動車であつて、電気を他の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令で定めるものをいう。付則第10条の2の3第1項から第4項までにおいて同じ。)のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので総務省令で定めるものをいう。以下この条および付則第10条の2の3第1項において同じ。)に該当するものを除く。以下この条および付則第10条の2の3において同じ。)(車両総重量が2.5トン以下のバスまたはトラックであつて、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるものに限る。)で初めて新規登録等(道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録または同法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。))をいう。以下この条および付則第10条の2の3において同じ。)を受けけるもの取得(付則第10条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日まで

に行われたときに限り、第45条および前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条および付則第10条の2の3第1項において「排出ガス保安基準」という。）で総務省令で定めるもの（以下この条および付則第10条の2の3第1項において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

イ 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定められるもの（以下この条および付則第10条の2の3において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(2) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条、付則第10条の2の3および第10条の2の4において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勸奨して総務省令で定める

エネルギー消費効率（以下この条および付則第10条の2の3第1項において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条および付則第10条の2の3第1項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数

に行われたときに限り、第45条および前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条および付則第10条の2の3第1項において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則附則第4条の4第9項に規定するもの（以下この条および付則第10条の2の3第1項において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

イ 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第10項に規定するもの（以下この条および付則第10条の2の3において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(2) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条、付則第10条の2の3および第10条の2の4において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勸奨して施行規則附則第4条の4第11項に規定するエネルギー消費効率（以下この条および付則第10条

の2の3第1項において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条および付則第10条の2の3第1項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数

値以上であること。

3 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前項または付則第10条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の25を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第3項に規定するもの

(ア)および(イ) 省略

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第4項に規定するもの

(ア)および(イ) 省略

(2) 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車を除く。以下この条および付則第10条の2の3第1項において同じ。）

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第5項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この条および付則第

値以上であること。

3 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前項または付則第10条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の25を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第2項に規定するもの

(ア)および(イ) 省略

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第3項に規定するもの

(ア)および(イ) 省略

(2) 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車を除く。以下この条および付則第10条の2の3第1項において同じ。）

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第4項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第17項に規定するもの（以下この条および付則第

10条の2の3第1項において「平成30年軽油軽中量車基準」という。)に適合すること。

b 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの(以下この条および付則第10条の2の3第1項において「平成21年軽油軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) 省略

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第4条の5第6項に規定するもの

(ア) および(イ) 省略

ウ 車両総重量が3.5トンを超えバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条の規定により平成28年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの(以下この条および付則第10条の2の3第1項において「平成28年軽油軽中量車基準」という。)に適合すること。

b 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日(車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの(以下この条および付則第10条の2の3第1項において「平成21年軽油軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物および粒子状物質の排出量が

10条の2の3第1項において「平成30年軽油軽中量車基準」という。)に適合すること。

b 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第4条の4第18項に規定するもの(以下この条および付則第10条の2の3第1項において「平成21年軽油軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) 省略

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第4条の5第5項に規定するもの

(ア) および(イ) 省略

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第4条の5第6項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条の規定により平成28年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第4条の4第21項に規定するもの(以下この条および付則第10条の2の3第1項において「平成28年軽油軽中量車基準」という。)に適合すること。

b 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日(車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第4条の4第22項に規定するもの(以下この条および付則第10条の2の3第1項において「平成21年軽油軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物および粒子状物質の排出量が

平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(4) 省略

4 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前2項または付則第10条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第7項に規定するもの

(7) および(4) 省略

イ 車両総重量が2.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第8項に規定するもの

(7) および(4) 省略

(2) 石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。以下この条および付則第10条の2の3第1項において同じ。）のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則附則第4条の5第9項に規定するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(7) 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第15項に規定するもの（以下この条および付則第10条の2の3第1項において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(4) 省略

4 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前2項または付則第10条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(7) および(4) 省略

イ 車両総重量が2.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(7) および(4) 省略

(2) 石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。以下この条および付則第10条の2の3第1項において同じ。）のうち、次のいずれにも該当する乗用車で総務省令で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(7) 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この条および付則第10条の2の3第1項において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この条および付則第10条の2の3第1項において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

5 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前3項または付則第10条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の50を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第11項に規定するもの

(イ) および(イ) 省略

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第12項に規定するもの

(イ) および(イ) 省略

(2) 次に掲げる軽油自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第13項に規定するもの

(イ) 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第16項に規定するもの（以下この条および付則第10条の2の3第1項において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ 省略

5 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前3項または付則第10条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の50を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第10項に規定するもの

(イ) および(イ) 省略

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第11項に規定するもの

(イ) および(イ) 省略

(2) 次に掲げる軽油自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第12項に規定するもの

(7)および(イ) 省略

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第14項に規定するもの

(7)および(イ) 省略

ウ 車両総重量が3.5トンを超えバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(7)および(イ) 省略

6 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項までまたは付則第10条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(7)および(イ) 省略

イ 車両総重量が2.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(7)および(イ) 省略

(2) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で総務省令で定めるもの

ア およびイ 省略

7 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項までまたは付則第10条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、

(7)および(イ) 省略

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第13項に規定するもの

(7)および(イ) 省略

ウ 車両総重量が3.5トンを超えバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第14項に規定するもの

(7)および(イ) 省略

6 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項までまたは付則第10条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第15項に規定するもの

(7)および(イ) 省略

イ 車両総重量が2.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第16項に規定するもの

(7)および(イ) 省略

(2) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則附則第4条の5第17項に規定するもの

ア およびイ 省略

7 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項までまたは付則第10条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、

当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の75を乗じて得た率とする。

(1) 省略

(2) 次に掲げる軽油自動車

ア およびイ 省略

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(7) および(イ) 省略

8 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項までまたは付則第10条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定める

もの

(7) および(イ) 省略

イ 車両総重量が2.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(7) および(イ) 省略

(2) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で総務省令で定めるもの

ア およびイ 省略

当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の75を乗じて得た率とする。

(1) 省略

(2) 次に掲げる軽油自動車

ア およびイ 省略

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第4条の5第22項に規定するもの

(7) および(イ) 省略

8 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項までまたは付則第10条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第4条の5第23項に規定するもの

(7) および(イ) 省略

イ 車両総重量が2.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第4条の5第24項に規定するもの

(7) および(イ) 省略

(2) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則第4条の5第25項に規定するもの

ア およびイ 省略

第10条の2の2 省略

(自動車取得税の課税標準の特例)

第10条の2の3 次に掲げる自動車（以下この項において「第1種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第1種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から45万円を控除して得た額」とする。

(1) 省略

(2) 次に掲げる天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車）で総務省令で定めるものを用いる自動車（以下この号において同じ。）

ア 車両総重量が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定める

ものに適合するもの

イ 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え12トン以下の天然ガス自動車にあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（イにおいて「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えない天然ガス自動車で総務省令で定める

もの

(3) 省略

(4) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の4第7項に規定するもの

第10条の2の2 省略

(自動車取得税の課税標準の特例)

第10条の2の3 次に掲げる自動車（以下この項において「第1種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第1種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から45万円を控除して得た額」とする。

(1) 省略

(2) 次に掲げる天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車）で施行規則附則第4条の4第1項に規定するものを用いる自動車（以下この号において同じ。）

ア 車両総重量が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第2項に規定するものに適合するもの

イ 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え12トン以下の天然ガス自動車にあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第3項に規定するもの（イにおいて「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えない天然ガス自動車で施行規則附則第4条の4第4項に規定するもの

(3) 省略

(4) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の4第8項に規定するもの

(7)および(イ) 省略

イ 車両総重量が2.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の4第10項に規定するもの

(7)および(イ) 省略

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の4第11項に規定するもの

(7)および(イ) 省略

(5) 省略

(6) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で総務省令で定めるもの

ア および(イ) 省略

(7) 次に掲げる軽油自動車

ア 省略

イ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の4第14項に規定するもの  
(電力併用自動車に限る。)

(7)および(イ) 省略

2 次に掲げる自動車(以下この項において「第2種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第2種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から35万円を控除して得た額」とする。

(7)および(イ) 省略

イ 車両総重量が2.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の4第12項に規定するもの

(7)および(イ) 省略

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の4第13項に規定するもの

(7)および(イ) 省略

(5) 省略

(6) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則附則第4条の4第14項に規定するもの

ア および(イ) 省略

(7) 次に掲げる軽油自動車

ア 省略

イ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の4第20項に規定するもの  
(電力併用自動車に限る。)

(7)および(イ) 省略

2 次に掲げる自動車(以下この項において「第2種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第2種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から35万円を控除して得た額」とする。

<p>(1) 省略</p> <p>(2) ガンリン自動車（車両総重量が2.5トン以下のトラックであつて、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので<u>施行規則附則第4条の6第5項に規定するもの</u></p> <p>ア～ウ 省略</p> <p>(3) 省略</p>	<p>(1) 省略</p> <p>(2) ガンリン自動車（車両総重量が2.5トン以下のトラックであつて、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので<u>総務省令で定めるもの</u></p> <p>ア～ウ 省略</p> <p>(3) 省略</p>
<p>3 次に掲げる自動車（以下この項において「第3種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第3種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から25万円を控除して得た額」とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 次に掲げるガンリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）</p> <p>ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので<u>施行規則附則第4条の6第6項に規定するもの</u></p> <p>(7)～(7) 省略</p> <p>イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので<u>施行規則附則第4条の6第7項に規定するもの</u></p> <p>(7)～(7) 省略</p> <p>(3) および(4) 省略</p> <p>4 次に掲げる自動車（以下この項において「第4種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第4種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15万円を控除して得た額」とする。</p> <p>(1) 省略</p>	<p>3 次に掲げる自動車（以下この項において「第3種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第3種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から25万円を控除して得た額」とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 次に掲げるガンリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）</p> <p>ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので<u>施行規則附則第4条の6第7項に規定するもの</u></p> <p>(7)～(7) 省略</p> <p>イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので<u>施行規則附則第4条の6第8項に規定するもの</u></p> <p>(7)～(7) 省略</p> <p>(3) および(4) 省略</p> <p>4 次に掲げる自動車（以下この項において「第4種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第4種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15万円を控除して得た額」とする。</p> <p>(1) 省略</p>

(2) 次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率率算定自動車に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(7)～(7) 省略

イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(7)～(7) 省略

(3) および(4) 省略

5 次に掲げる自動車（以下この項において「第5種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第5種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から5万円を控除して得た額」とする。

(1) 省略

(2) 次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率率算定自動車に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(7)～(7) 省略

イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(7)～(7) 省略

(3) 省略

6～11 省略

12 車両総重量が12トンを超えるバス等であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項にお

(2) 次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率率算定自動車に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の6第8項に規定するもの

(7)～(7) 省略

イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の6第9項に規定するもの

(7)～(7) 省略

(3) および(4) 省略

5 次に掲げる自動車（以下この項において「第5種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第5種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から5万円を控除して得た額」とする。

(1) 省略

(2) 次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率率算定自動車に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の6第10項に規定するもの

(7)～(7) 省略

イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の6第11項に規定するもの

(7)～(7) 省略

(3) 省略

6～11 省略

12 車両総重量が12トンを超えるバス等であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項にお

いて「車線逸脱警報装置」という。)に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の6の2第15項に規定するものに適合するものうち、車線逸脱警報装置を備えるもの(施行規則附則第4条の6第16項に規定するものに限る。)で初めて新規登録等を受け、るものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から175万円を控除して得た額」とする。

13 前各項の規定は、第48条第1項または法第123条の規定により提出される申告書または修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則附則第4条の6の2第17項に規定する事項の記載がある場合に限り、適用する。

(自動車取得税の賦課徴収の特例)

第10条の2の4 自動車取得税の賦課徴収に関し、自動車が付則第10条の2第2項から第8項までまたは前条第1項から第5項までに規定する窒素酸化物の排出量もしくは粒子状物質の排出量またはエネルギー消費効率についての基準(以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。)につき付則第10条の2第2項から第8項までまたは前条第1項から第5項までの規定の適用を受ける自動車(以下この項において「減税対象車」という。)に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(申請に基づき国土交通大臣が行った自動車についての認定または評価であつて、当該認定または評価の事実に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基準につき減税対象車に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして施行規則附則第4条の6の3に規定するものをいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 および3 省略

第10条の2の5～第10条の2の8 省略

いて「車線逸脱警報装置」という。)に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるものに適合するものうち、車線逸脱警報装置を備えるもの(総務省令で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受け、るものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から175万円を控除して得た額」とする。

13 前各項の規定は、第48条第1項または法第123条の規定により提出される申告書または修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則附則第4条の6の2第15項に規定する事項の記載がある場合に限り、適用する。

(自動車取得税の賦課徴収の特例)

第10条の2の4 自動車取得税の賦課徴収に関し、自動車が付則第10条の2第2項から第8項までまたは前条第1項から第5項までに規定する窒素酸化物の排出量もしくは粒子状物質の排出量またはエネルギー消費効率についての基準(以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。)につき付則第10条の2第2項から第8項までまたは前条第1項から第5項までの規定の適用を受ける自動車(以下この項において「減税対象車」という。)に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(申請に基づき国土交通大臣が行った自動車についての認定または評価であつて、当該認定または評価の事実に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基準につき減税対象車に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして総務省令で定めるものをいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 および3 省略

第10条の2の5～第10条の2の8 省略

(自動車税の税率の特例)

第10条の3 省略

2 省略

3 次に掲げる自動車に対する第61条第1項から第3項までの規定の適用については、当該自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には、平成29年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) 省略

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日(車両総重量が3.5トンを超え12トン以下)のものにあつては、平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この項および第5項において「排出ガス保安基準」という。)で総務省令で定めるもの(以下この号および第5項第2号において「平成21年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則附則第5条の2第8項に規定するもの

(3) 充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので総務省令で定めるものをいう。第5項第3号において同じ。)

(4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率(以下この条および次条において「エネルギー消費効率」という。)が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギ一消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定める エネルギー消費効率(次項において「基準エネルギー消費効率」という。)であつて平成32年度以降の各

(自動車税の税率の特例)

第10条の3 省略

2 省略

3 次に掲げる自動車に対する第61条第1項から第3項までの規定の適用については、当該自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には、平成29年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) 省略

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日(車両総重量が3.5トンを超え12トン以下)のものにあつては、平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この項および第5項において「排出ガス保安基準」という。)で施行規則附則第5条の2第1項に規定するもの(以下この号および第5項第2号において「平成21年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同条第2項に規定するもの

(3) 充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則附則第5条の2第3項に規定するものをいう。第5項第3号において同じ。)

(4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率(以下この条および次条において「エネルギー消費効率」という。)が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギ一消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則附則第5条の2第4項に規定するエネルギー消費効率(次項において「基準エネルギー消費効率」という。)であつて平成32年度以降の各

年度において適用されるべきものとして定められたもの（第5項および第6項において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるもの（次項から第6項までにおいて「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第9項に規定するもの

(5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車（第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。第5項第5号において同じ。）のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第10項に規定するもの（第5項第5号において「平成21年軽油軽中量車基準」という。）に適合するもの

省略

4 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに100分の120を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第11項に規定するもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第61条第1項から第3項までの規定の適用については、当該自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には、平成29年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には、平成28年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

5 次に掲げる自動車に対する第61条第1項から第3項までの規定の適用に

24/61

年度において適用されるべきものとして定められたもの（第5項および第6項において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則附則第5条の2第5項に規定するもの（次項から第6項までにおいて「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので同条第6項に規定するもの

(5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車（第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。第5項第5号において同じ。）のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第7項に規定するもの（第5項第5号において「平成21年軽油軽中量車基準」という。）に適合するもの

省略

4 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに100分の120を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第8項に規定するもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第61条第1項から第3項までの規定の適用については、当該自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には、平成29年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には、平成28年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

次に掲げる自動車に対する第61条第1項から第3項までの規定の適用に

ついては、当該自動車は平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 省略
- (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合するものまたは平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので総務省令で定めるもの

- (3) 省略
- (4) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるもの(次項において「平成30年窒素酸化物排出許容限度」という。)の2分の1を超えないもので総務省令で定める17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので総務省令で定めるもの

- (5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合するものまたは平成21年軽油軽中量車基準に適合するもの

6 エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110

ついては、当該自動車は平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 省略
- (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合するものまたは平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので総務省令で定めるもの

- (3) 省略
- (4) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるもの(次項において「平成30年窒素酸化物排出許容限度」という。)の2分の1を超えないもので総務省令で定める17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので総務省令で定めるもの

- (5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合するものまたは平成21年軽油軽中量車基準に適合するもの

6 エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110

を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもので施行規則第5条の2第15項に規定するものまたは窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則第5条の2第16項に規定するもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第61条第1項から第3項までの規定の適用については、当該自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 省略

(自動車税の賦課徴収の特例)

第10条の3の2 自動車税の賦課徴収に関し、自動車が前条第3項から第6項までに規定する窒素酸化物の排出量もしくは粒子状物質の排出量またはエネルギー消費効率についての基準（以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。）につき同条第3項から第6項までの規定の適用を受ける自動車（以下この項において「減税対象車」という。）に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行った自動車についての認定または評価であつて、当該認定または評価の事実に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基準につき減税対象車に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして施行規則第5条の2の2に規定するものをいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 および3 省略

第11条～第13条の3 省略

を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもので総務省令で定めるものまたは窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので総務省令で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第61条第1項から第3項までの規定の適用については、当該自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 省略

(自動車税の賦課徴収の特例)

第10条の3の2 自動車税の賦課徴収に関し、自動車が前条第3項から第6項までに規定する窒素酸化物の排出量もしくは粒子状物質の排出量またはエネルギー消費効率についての基準（以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。）につき同条第3項から第6項までの規定の適用を受ける自動車（以下この項において「減税対象車」という。）に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行った自動車についての認定または評価であつて、当該認定または評価の事実に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基準につき減税対象車に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして総務省令で定めるもの）をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 および3 省略

第11条～第13条の3 省略

(短期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第14条 省略

2 および3 省略

4 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 県民税の所得割の課税標準の計算上その例によるものとされる所得税法第69条の規定の適用については、租税特別措置法第32条第4項について準用される同法第31条第3項第2号の規定により適用されるところによる。

(2) ～(4) 省略

第14条の2～第14条の4 省略

(条約適用利子等および条約適用配当等に係る県民税の課税の特例)

第14条の5 省略

2 および3 省略

4 前項の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の法第45条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものおよびその時までに提出された法第45条の3第1項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

(短期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第14条 省略

2 および3 省略

4 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。  
(1) 県民税の所得割の課税標準の計算上その例によるものとされる所得税法第69条の規定の適用については、租税特別措置法第32条第4項について準用される同法第31条第3項第2号の規定により適用されるところによる。

(2) ～(4) 省略

第14条の2～第14条の4 省略

(条約適用利子等および条約適用配当等に係る県民税の課税の特例)

第14条の5 省略

2 および3 省略

4 前項の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書（

県民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書および第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項の規定を適用しないことが適当であると市町長が認めるときは、この限りでない。

(1) 法第45条の2第1項の規定による申告書

(2) 法第45条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に

掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

5 省略

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項の規定の適用がある場合を除く。)における第21条の4の規定の適用については、同条中「または法第32条第15項」とあるのは、「もしくは付則第14条の5第3項に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。))に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の法第45条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において国民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものおよびその時までに提出された法第45条の3第1項の確定申告書を含む。)

にこの条の規定の適用を受けようとする旨および当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市町長が認める場合を含む。)であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2の2第1項の規定および第36条の8から第36条の14までの規定により配当割額を課されたとき、または法第32条第15項)とする。

以下 省略

5 省略

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項の規定の適用がある場合を除く。)における第21条の4の規定の適用については、同条中「または法第32条第15項」とあるのは、「もしくは付則第14条の5第3項に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。))に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書

にこの条の規定の適用を受けようとする旨および当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市町長が認める場合を含む。)であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2の2第1項の規定および第36条の8から第36条の14までの規定により配当割額を課されたとき、または法第32条第15項)とする。

以下 省略

滋賀県税条例 新旧対照表 (第2条関係)

旧	新
<p>第1条～第17条 省略</p> <p>(法人課税信託の受託者に関するこの節の適用)</p> <p>第17条の2 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前2項および法第24条の2第4項の規定により、法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>省略</p> <p>4 省略</p> <p>第18条～第20条 省略</p> <p>(所得割の調整控除)</p> <p>第21条 所得割の納税義務者については、その者の前条の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。</p> <p>(1) 当該納税義務者の前条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の2に相当する金額</p> <p>ア 5万円に、当該納税義務者が次の表の左欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の右欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額</p>	<p>第1条～第17条 省略</p> <p>(法人課税信託の受託者に関するこの節の適用)</p> <p>第17条の2 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前2項および法第24条の2第4項の規定により、法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>省略</p> <p>4 省略</p> <p>第18条～第20条 省略</p> <p>(所得割の調整控除)</p> <p>第21条 所得割の納税義務者については、その者の前条の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。</p> <p>(1) 当該納税義務者の前条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の2に相当する金額</p> <p>ア 5万円に、当該納税義務者が次の表の左欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の右欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額</p>
<p>第1条～第17条 省略</p> <p>(法人課税信託の受託者に関するこの節の適用)</p> <p>第17条の2 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前2項および法第24条の2第4項の規定により、法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>省略</p> <p>4 省略</p> <p>第18条～第20条 省略</p> <p>(所得割の調整控除)</p> <p>第21条 所得割の納税義務者については、その者の前条の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。</p> <p>(1) 当該納税義務者の前条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の2に相当する金額</p> <p>ア 5万円に、当該納税義務者が次の表の左欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の右欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額</p>	<p>第1条～第17条 省略</p> <p>(法人課税信託の受託者に関するこの節の適用)</p> <p>第17条の2 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前2項および法第24条の2第4項の規定により、法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>省略</p> <p>4 省略</p> <p>第18条～第20条 省略</p> <p>(所得割の調整控除)</p> <p>第21条 所得割の納税義務者については、その者の前条の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。</p> <p>(1) 当該納税義務者の前条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の2に相当する金額</p> <p>ア 5万円に、当該納税義務者が次の表の左欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の右欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額</p>

<p>(1) 障害者である所得割の納税義務者または障害者である控除対象配偶者もしくは扶養親族(所得割の納税義務者の有する控除対象配偶者または扶養親族が特別障害者(障害者のうち、精神または身体に重度の障害がある者で施行令第7条の15の7に規定するものをいう。以下この表において同じ。)で、かつ、当該納税義務者または当該納税義務者の配偶者もしくは当該納税義務者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としてしている者(以下この表において「同居特別障害者」という。)である場合における当該控除対象配偶者および扶養親族を除く。)を有する所得割の納税義務者</p>	<p>ア イに掲げる場合以外の場合 当該障害者1人につき1万円</p> <p>イ 当該障害者が特別障害者である場合 当該特別障害者1人につき10万円</p>
<p>(2) 同居特別障害者である控除対象配偶者または扶養親族を有する所得割の納税義務者</p> <p>(中略)</p>	<p>当該同居特別障害者1人につき22万円</p>
<p>(6) 控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者</p>	<p>ア イに掲げる場合以外の場合 5万円</p>

<p>(1) 障害者である所得割の納税義務者または障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族(所得割の納税義務者の有する同一生計配偶者または扶養親族が特別障害者(障害者のうち、精神または身体に重度の障害がある者で施行令第7条の15の7に規定するものをいう。以下この表において同じ。)で、かつ、当該納税義務者または当該納税義務者の配偶者もしくは当該納税義務者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としてしている者(以下この表において「同居特別障害者」という。)である場合における当該同一生計配偶者および扶養親族を除く。)を有する所得割の納税義務者</p>	<p>ア イに掲げる場合以外の場合 当該障害者1人につき1万円</p> <p>イ 当該障害者が特別障害者である場合 当該特別障害者1人につき10万円</p>
<p>(2) 同居特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する所得割の納税義務者</p> <p>(中略)</p>	<p>当該同居特別障害者1人につき22万円</p>
<p>(6) 控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者</p>	<p>ア イに掲げる場合以外の場合 5万円(当該納税義務者の前年の合計所得金額が900万円を超え950万円以下である場合には</p>

	<p>イ 当該控除対象配偶者が老人控除対象配偶者（控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上の者をいう。以下この表において同じ。）である場合 10万円</p> <p>ア イに掲げる場合以外の場合 5万円</p> <p>(7) 自己と生計を一にする法第34条第1項第10号の2に規定する配偶者（前年の合計所得金額が45万円未満である者に限る。）で控除対象配偶者に該当しないものを有する所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が1,000万円以下であるもの（当該配偶者が同号に規定する所得割の納税義務者として同号の規定の適用を受けている者を除く。）</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>イ 当該控除対象配偶者が老人控除対象配偶者（控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上の者をいう。以下この表において同じ。）である場合 10万円（当該納税義務者の前年の合計所得金額が900万円を超え950万円以下である場合には6万円、当該納税義務者の前年の合計所得金額が950万円を超え1,000万円以下である場合には3万円）</p> <p>ア イに掲げる場合以外の場合 5万円（当該納税義務者の前年の合計所得金額が900万円を超え950万円以下である場合には4万円、当該納税義務者の前年の合計所得金額が950万円を超え1,000万円以下である場合には2万円）</p> <p>(7) 自己と生計を一にする法第34条第1項第10号の2に規定する配偶者（前年の合計所得金額が45万円未満である者に限る。）で控除対象配偶者に該当しないものを有する所得割の納税義務者</p> <p>イ 当該配偶者の前年の合計所得金額が40万円以上45万円未満である場合 3万円（当該納税義務者の前年の合計所得金額が900万円以下である場合には2万円）</p> <p>イ 前年の合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



<p>4 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項の専有部分</p>	<p>の取得があつた場合には、当該専有部分の属する一むねの建物（同法第4条第2項の規定により共用部分）とされた付属の建物を含む。）の価格を同法第14条第1項から第3項までの規定の例により算定して得られる専有部分の床面積の割合（専有部分の天井の高さ、付帯設備の程度等）について著しい差異がある場合には、その差異に応じて施行規則第7条の3に定めるところにより当該割合を補正した割合。次項において同じ。）によつてあん分して得た額に相当する価格の家屋の取得があつたものとみなして不動産取得税を課する。</p>	<p>4 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項に規定する専有部分（以下この項から第7項までにおいて「専有部分」という。）の取得があつた場合には、当該専有部分の属する家屋（同法第4条第2項の規定により同法第2条第4項に規定する共用部分（次項および第6項において「共用部分」という。）とされた付属の建物を含む。）の価格を同法第14条第1項から第3項までの規定の例により算定した専有部分の床面積の割合（専有部分の天井の高さ、付帯設備の程度その他施行規則第7条の3第1項に規定する事項について著しい差異がある場合には、その差異に応じて同条第2項および第3項に規定するところにより当該割合を補正した割合。第6項において同じ。）により按分して得た額に相当する価格の家屋の取得があつたものとみなして不動産取得税を課する。</p>	<p>5 建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条第1項第1号に規定する建築物であつて、複数の階に人の居住の用に供する専有部分を有し、かつ、当該専有部分の個数が2個以上のも（以下この項から第7項までにおいて「居住用超高層建築物」という。）において、専有部分の取得があつた場合には、前項の規定にかかわらず、当該専有部分の属する居住用超高層建築物（建物の区分所有等に関する法律第4条第2項の規定により共用部分とされた付属の建物を含む。）の価格を、次の各号に掲げる専有部分の区分に応じ、当該各号に定める専有部分の床面積の当該居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合（専有部分の天井の高さ、付帯設備の程度その他施行規則第7条の3の2第1項に規定する事項について著しい差異がある場合には、その差異に応じて同条第2項において準用する施行規則第7条の3第2項および第3項に規定するところにより当該割合を補正した割合。次項および第7項において同じ。）により按分して得た額に相当する価格の家屋の取得があつたものとみなして、不動産取得税を課する。</p>
-------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(1) 人の居住の用に供する専有部分 当該専有部分の床面積（当該専有部分に係る建物の区分所有等に関する法律第2条第2項に規定する区分所有者（次項において「区分所有者」という。）が同法第3条に規定する一部共用部分（附属の建物であるものを除く。）で床面積を有するものを所有する場合には、当該一部共用部分の床面積を同法第14条第2項および第3項の規定の例により算入した当該専有部分の床面積。次号において同じ。）を全国における居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格の動向を勘案して施行規則第7条の3の2第3項に規定するところにより補正した当該専有部分の床面積

(2) 前号に掲げるもの以外の専有部分 当該専有部分の床面積  
 共用部分のみの建築があつた場合には、当該建築に係る共用部分に係る 区分所有者が、当該建築に係る共用部分の価格を建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定の例により算定した

専有部分の床面積の割合（居住用超高層建築物に係る共用部分のみの建築があつた場合には、前項各号に定める専有部分の床面積の当該居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合）により按分して得た額に相当する価格の家屋を取得したものとみなして、不動産取得税を課する。

7・第4項もしくは前項に規定する専有部分の床面積の割合または第5項に規定する同項各号に定める専有部分の床面積の居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合の算定について、施行規則第7条の3第4項ならびに第7条の3の2第4項および第5項の規定により、補正の方法を申し出ようとする者は、規則で定めるところにより、補正の方法その他の規則で定める事項を記載した申出書を知事に提出しなければならない。

8 家屋が建築された場合において、当該家屋のうち造作その他の附帯設備に属する部分で、それらの部分以外の部分（以下この条において「主体構

5 建物の区分所有等に関する法律第2条第4項の共用部分のみの建築があつた場合には、当該建築に係る共用部分に係る同法第2項の区分所有者が、当該建築に係る共用部分の価格を同法第14条第1項から第3項までに規定する計算の例によつて算定して得られる専有部分の床面積の割合によつてあん分し

て得た額に相当する価格の家屋を取得したものとみなして、不動産取得税を課する。

6 家屋が建築された場合において、当該家屋のうち造作その他の附帯設備に属する部分で、それらの部分以外の部分（以下この条において「主体構

造部」という。)と一体となつて家屋として効用を果しているものについては、主体構造部の取得者以外の方がこれを取り付けたものであつても、主体構造部の取得者が附帯設備に属する部分をも併せて当該家屋を取得したものとみなして、これに対して不動産取得税を課する。この場合においては、主体構造部の取得者が納税通知書の交付を受けた日から30日以内に、附帯設備に属する部分の取得者と協議の上、当該不動産取得税の課税標準となるべき価額のうち附帯設備に属する部分の取得者の所有に属する部分の価額を申し出たときは、その部分の価額に基づいて附帯設備に属する部分の取得者に不動産取得税を課するものとし、主体構造部の取得者に課した不動産取得税の税額から附帯設備の取得者に課した不動産取得税の税額に相当する額を減額する。

7. 前項前段の規定により家屋の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、同項後段の規定の適用があることとなつたときは、家屋の主体構造部の取得者の申請に基づいて、同項後段の規定によつて減額すべき額に相当する税額およびこれに係る徴収金を還付する。

8. 前項の規定により、不動産取得税額およびこれに係る徴収金を還付する場合は、還付を受ける納税義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。

9. 第6項後段および第7項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に第6項後段の協議をしたことを証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 家屋の所在、家屋番号、種類および構造
- (2) 主体構造部の価額および附帯設備に属する部分の価額
- (3) 附帯設備に属する部分に係る税額

10. 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業(農任組合法(昭和55年法律第86号)第8条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第7条第1項第1号の事業および密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第

造部」という。)と一体となつて家屋として効用を果しているものについては、主体構造部の取得者以外の方がこれを取り付けたものであつても、主体構造部の取得者が附帯設備に属する部分をも併せて当該家屋を取得したものとみなして、これに対して不動産取得税を課する。この場合においては、主体構造部の取得者が納税通知書の交付を受けた日から30日以内に、附帯設備に属する部分の取得者と協議の上、当該不動産取得税の課税標準となるべき価額のうち附帯設備に属する部分の取得者の所有に属する部分の価額を申し出たときは、その部分の価額に基づいて附帯設備に属する部分の取得者に不動産取得税を課するものとし、主体構造部の取得者に課した不動産取得税の税額から附帯設備の取得者に課した不動産取得税の税額に相当する額を減額する。

9. 前項前段の規定により家屋の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、同項後段の規定の適用があることとなつたときは、家屋の主体構造部の取得者の申請に基づいて、同項後段の規定により減額すべき額に相当する税額およびこれに係る徴収金を還付する。

10. 省略

11. 第8項後段および第9項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に第8項後段の協議をしたことを証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 家屋の所在、家屋番号、種類および構造
- (2) 主体構造部の価額および附帯設備に属する部分の価額
- (3) 附帯設備に属する部分に係る税額

12. 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業(農住組合法(昭和55年法律第86号)第8条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第7条第1項第1号の事業および密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第

<p>46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業ならびに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)による住宅街区整備事業を含む。次項において同じ。) または土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業の施行に係る土地について法令に定めるところにより<u>仮換地</u>または一時利用地(以下この項において「仮換地等」という。)の指定があつた場合において、当該仮換地等である土地について使用し、または収益することができることとなつた日以後に当該仮換地等である土地に対応する従前の土地(以下この項において「従前の土地」という。)の取得があつたときは、当該従前の土地の取得をもつて当該仮換地等である土地の取得とみなし、当該従前の土地の取得者を取得者とみなして、不動産取得税を課する。</p>	<p>46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業ならびに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)による住宅街区整備事業を含む。次項において同じ。) または土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業の施行に係る土地について法令に定めるところにより <u>仮換地</u>または一時利用地(以下この項において「仮換地等」という。)の指定があつた場合において、当該仮換地等である土地について使用し、または収益することができることとなつた日以後に当該仮換地等である土地に対応する従前の土地(以下この項において「従前の土地」という。)の取得があつたときは、当該従前の土地の取得をもつて当該仮換地等である土地の取得とみなし、当該従前の土地の取得者を取得者とみなして、不動産取得税を課する。</p>
<p>11 土地区画整理法による土地区画整理事業の施行に係る土地について当該土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2(農住組合法第8条第1項および密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合ならびに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。)の規定によつて管理する土地(以下この項において「<u>保留地予定地等</u>」という。)がある場合において、当該施行者以外の者が、当該土地区画整理事業に係る換地処分の公告がある日までの間当該保留地予定地等である土地について使用し、もしくは収益することができるとおよび同日の翌日に当該施行者が取得する当該保留地予定地等である土地を取得することを目的とする契約が締結されたときまたは同日の翌日に土地区画整理組合の参加組合員が取得する当該保留地予定地等である土地について当該参加組合員が使用し、もしくは収益することができるとを目的とする契約が締結されたときは、それらの契約の効力が発生した日として施行令第36条の2の3に定める日においてそれらの保留地予定地等である土地の取得がされたものとみなし、それらの保留地予定地等である土地を取得することとされて</p>	<p>11 土地区画整理法による土地区画整理事業の施行に係る土地について当該土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2(農住組合法第8条第1項および密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合ならびに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。)の規定により <u>管理する土地</u> (以下この項において「<u>保留地予定地等</u>」という。)がある場合において、当該施行者以外の者が、当該土地区画整理事業に係る換地処分の公告がある日までの間当該保留地予定地等である土地について使用し、もしくは収益することができるとおよび同日の翌日に当該施行者が取得する当該保留地予定地等である土地を取得することを目的とする契約が締結されたとき、または同日の翌日に土地区画整理組合の参加組合員が取得する当該保留地予定地等である土地について当該参加組合員が使用し、もしくは収益することができるとを目的とする契約が締結されたときは、それらの契約の効力が発生した日として施行令第36条の2の3に定める日においてそれらの保留地予定地等である土地の取得があつたものとみなし、それらの保留地予定地等である土地を取得することとされて</p>

いる者を取得者とみなして、不動産取得税を課する。

第39条の2～第39条の14 省略

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の還付等)

第39条の15 土地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合には、当該不動産取得税について第39条の12第1項第1号または第2項第1号の規定の適用があることとなつたときは、納税義務者の申請に基づいて、これらの規定によつて減額すべき額に相当する税額およびこれに係る徴収金を還付する。

2 第39条第8項の規定は、前項の規定による還付をする場合について準用する。

3 省略

(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等)

第39条の15の2 省略

2～6 省略

7 第39条第8項の規定は、前項の規定による還付をする場合について準用する。

8 省略

(被収用不動産等の代替不動産の取得に対する不動産取得税の減額等)

第39条の16 省略

2～6 省略

7 第39条第8項の規定は、前項の規定による還付をする場合について準用する。

8 省略

(譲渡担保財産の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第39条の16の2 省略

2～6 省略

いる者を取得者とみなして、不動産取得税を課する。

第39条の2～第39条の14 省略

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の還付等)

第39条の15 土地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合には、当該不動産取得税について第39条の12第1項第1号または第2項第1号の規定の適用があることとなつたときは、納税義務者の申請に基づいて、これらの規定により減額すべき額に相当する税額およびこれに係る徴収金を還付する。

2 第39条第10項の規定は、前項の規定による還付をする場合について準用する。

3 省略

(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等)

第39条の15の2 省略

2～6 省略

7 第39条第10項の規定は、前項の規定による還付をする場合について準用する。

8 省略

(被収用不動産等の代替不動産の取得に対する不動産取得税の減額等)

第39条の16 省略

2～6 省略

7 第39条第10項の規定は、前項の規定による還付をする場合について準用する。

8 省略

(譲渡担保財産の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第39条の16の2 省略

2～6 省略

7 第39条第8項の規定は、前項の規定による還付をする場合について準用する。

8 省略

第39条の16の3～第47条 省略

(自動車取得税の申告納付)

第48条 省略

2～5 省略

7 第39条第10項の規定は、前項の規定による還付をする場合について準用する。

8 省略

第39条の16の3～第47条 省略

(自動車取得税の申告納付)

第48条 省略

2～5 省略

6 自動車取得税の納税義務者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条または第13条の規定による登録の申請および第1項の規定による申告書の提出を行う場合には、第2項から前項までの規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車取得税を施行規則第9条に規定する方法により納付しなければならない。

第49条～第64条の2 省略

第49条～第64条の2 省略

(自動車税の徴収の方法の特例)

第64条の3 自動車税の納税者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条の規定による登録の申請および次条第1項の規定による申告書の提出を行う場合には、前条第3項から第6項までの規定にかかわらず、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車税を施行規則第9条に規定する方法により徴収する。

第65条～第138条 省略

(狩猟税の税率)

第139条 狩猟税の税率は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 省略
- (2) 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないものうち、法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者または同項第8号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業または林業に従事している者を除く。）以外の者 11,000円

(3) 省略

- (4) 網猟免許またはわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないものうち、法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者または同項第8号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業または林業に従事している者を除く。）以外の者 5,500円

(5) 省略

2 省略

第140条～第142条の2 省略

(狩猟税の証紙徴収の手続)

第142条の3 狩猟税の納税者が狩猟税を証紙によつて納付する場合には、知事は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第56条に規定する申請書に県が発行する証紙をちよう付させなければならない。この場合において当該納税者が第139条第1項第2号または第4号に掲げる者であるときは、その旨を証明する書類を添付しなければならない。

第65条～第138条 省略

(狩猟税の税率)

第139条 狩猟税の税率は、次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 省略
- (2) 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないものうち、法第23条第1項第7号に規定する同一生計配偶者または同項第9号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業または林業に従事している者を除く。）以外の者 11,000円

(3) 省略

- (4) 網猟免許またはわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないものうち、法第23条第1項第7号に規定する同一生計配偶者または同項第9号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業または林業に従事している者を除く。）以外の者 5,500円

(5) 省略

2 省略

第140条～第142条の2 省略

(狩猟税の証紙徴収の手続)

第142条の3 狩猟税の納税者が狩猟税を証紙によつて納付する場合には、知事は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第56条に規定する申請書に県が発行する証紙を貼付させなければならない。この場合において当該納税者が第139条第1項第2号または第4号に掲げる者であるときは、規則で定める書類を添付しなければならない。

2 および3 省略

第142条の4～第150条 省略

付 則

第1条～第4条の2 省略

(個人の県民税の所得割の税額控除)

第4条の2の2 当分の間、35万円に県民税の所得割の納税義務者の控除対象配偶者および扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者または扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)が、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなり、当該超える金額に第2号に掲げる額を同号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第20条および第21条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(1)～(3) 省略

2 省略

第4条の3～第10条 省略

(自動車取得税の税率の特例)

第10条の2 省略

2 ガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車)をい、充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車(内燃機関を有する自動車)で併せて電気その他の施行規則第4条の4第5項に規定するものを動力源として用いているものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第16項に規定す

40/61

2 および3 省略

第142条の4～第150条 省略

付 則

第1条～第4条の2 省略

(個人の県民税の所得割の税額控除)

第4条の2の2 当分の間、35万円に県民税の所得割の納税義務者の同一生計配偶者および扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が同一生計配偶者または扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)が、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなり、当該超える金額に第2号に掲げる額を同号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第20条および第21条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(1)～(3) 省略

2 省略

第4条の3～第10条 省略

(自動車取得税の税率の特例)

第10条の2 省略

2 次に掲げる自動車

る自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則附則第4条の4第6項に規定するものをいう。付則第10条の2の3第1項から第4項までに  
おいて同じ。)のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を  
備えているもので施行規則附則第4条の4第7項に規定するものをい  
う。以下この条および付則第10条の2の3第1項において同じ。)に該当  
するものを除く。以下この条および付則第10条の2の3において同じ。) (車  
両総重量が2.5トン以下のバスまたはトラックであつて、次のいずれに  
も該当するもので施行規則附則第4条の5第1項に規定するものに限る。)   
で初めて新規登録等(道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録ま  
たは同法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(同項に規定する  
検査対象軽自動車に係るものに限る。)をいう。以下この条および付則第  
10条の2の3において同じ。)を受けるものの取得(付則第10条の2の3  
第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)   
に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日まで  
に行われたときに限り、第45条および前項の規定にかかわらず、当該取得  
についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条  
または前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用さ  
れるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上または公  
害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この条および付則第10条  
の2の3第1項において「排出ガス保安基準」という。)で施行規則  
附則第4条の4第9項に規定するもの(以下この条および付則第10条  
の2の3第1項において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)   
に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基  
準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

イ 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用さ  
れるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4

で初めて新規登録等(道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録ま  
たは同法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(同項に規定する  
検査対象軽自動車に係るものに限る。)をいう。以下この条および付則第  
10条の2の3において同じ。)を受けるものの取得(付則第10条の2の3  
第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)   
に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日まで  
に行われたときに限り、第45条および前項の規定にかかわらず、当該取得  
についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条  
または前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

(1) 次の掲げるガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる  
自動車をいい、充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車(内燃機関  
を有する自動車と併せて電気その他の施行規則附則第4条の4第5項に  
規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収  
する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)  
第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施  
行規則附則第4条の4第6項に規定するもの)をいう。付則第10条の2の  
3第1項から第4項までにおいて同じ。)のうち、動力源として用いる  
電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則附則第4条の  
4第7項に規定するものをいう。以下この条および付則第10条の2の3  
第1項において同じ。)に該当するものを除く。以下この条および付則

条の4第10項に規定するもの(以下この条および付則第10条の2の3において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(2) エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率(以下この条、付則第10条の2の3および第10条の2の4において「エネルギー消費効率」という。)が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則附則第4条の4第11項に規定するエネルギー消費効率(以下この条および付則第10条の2の3第1項において「基準エネルギー消費効率」という。)であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条および付則第10条の2の3第1項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

第10条の2の3において同じ。)。

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第1項に規定するもの

(7) 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この条および付則第10条の2の3第1項において「排出ガス保安基準」という。)で施行規則附則第4条の4第9項に規定するもの(以下この条および付則第10条の2の3第1項において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第10項に規定するもの(以下この条および付則第10条の2の3において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率(以下この条、付則第10条の2の3および第10条の2の4において「エネルギー消費効率」という。)が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則附則第4条の4第11項に規定するエネルギー消費効率(以下この条および付則第10条の2の3第1項において「基準エネルギー消費効率」という。)であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条および

付則第10条の2の3第1項において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の130を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第2項に規定するもの(7) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条および付則第10条の2の3第1項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

(2) 石油ガス自動車(液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。以下この条および付則第10条の2の3第1項において同じ。)のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則附則第4条の5第3項に規定するものア 次のいずれかに該当すること。

(7) 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第15項に規定するもの(以下この条および付則第10条の2の3第1項において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用

されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第16項に規定するもの（以下この条および付則第10条の2の3第1項において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上であること。

3 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるもの取得（前項または付則第10条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の25を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第4項に規定するもの

(イ) および(イ) 省略

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第5項に規定するもの

(イ) および(イ) 省略

(2) 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車を除く。以下この条および付則第10条の2の3第1項において同じ。）

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち

3 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるもの取得（前項または付則第10条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の25を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第2項に規定するもの

(イ) および(イ) 省略

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第3項に規定するもの

(イ) および(イ) 省略

(2) 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車を除く。以下この条および付則第10条の2の3第1項において同じ。）

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち

<p>ち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第6項に規定するもの</p> <p>(7) および(イ) 省略</p>	<p>ち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第4項に規定するもの</p> <p>(7) および(イ) 省略</p>
<p>イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第7項に規定するもの</p> <p>(7) および(イ) 省略</p>	<p>イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第5項に規定するもの</p> <p>(7) および(イ) 省略</p>
<p>ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第8項に規定するもの</p> <p>(7) および(イ) 省略</p>	<p>ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第6項に規定するもの</p> <p>(7) および(イ) 省略</p>
<p>4 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前2項または付則第10条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。</p> <p>(1) 次に掲げるガソリン自動車</p> <p>ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第9項に規定するもの</p> <p>(7) 省略</p> <p>(イ) 平成32年度基準エネルギー消費効率</p>	<p>4 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前2項または付則第10条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。</p> <p>(1) 次に掲げるガソリン自動車</p> <p>ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第7項に規定するもの</p> <p>(7) 省略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条および付則第10条の2の3第1項において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。</p>
<p>イ 車両総重量が2.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第10項に規定するもの</p> <p>に100分の120を乗じて得た</p> <p>数値以上であること。</p> <p>イ 車両総重量が2.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第10項に規定するもの</p>	<p>イ 車両総重量が2.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第8項に規定するもの</p>

(7) および(イ) 省略

(2) 石油ガス自動車 (液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車  
をい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。以下この条  
および付則第10条の2の3第1項において同じ。)のうち、次のいずれ  
にも該当する乗用車で施行規則附則第4条の5第9項に規定するもの  
ア 次のいずれかに該当すること。

(7) 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用  
されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則  
第4条の4第15項に規定するもの (以下この条および付則第10条の  
2の3第1項において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。)  
に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車  
基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用  
されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則  
第4条の4第16項に規定するもの (以下この条および付則第10条の  
2の3第1項において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。)  
に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車  
基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ 省略

5 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得 (前3項また  
は付則第10条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自  
動車の取得を除く。) に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が  
平成30年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定  
にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場  
合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の50を乗じて得  
た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのう

(7) および(イ) 省略

(2) 石油ガス自動車

のうち、次のいずれ  
にも該当する乗用車で施行規則附則第4条の5第11項に規定するもの  
ア 次のいずれかに該当すること。

(7) 平成30年石油ガス軽中量車基準

に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車  
基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 平成17年石油ガス軽中量車基準

に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基  
準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ 省略

5 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得 (前3項また  
は付則第10条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自  
動車の取得を除く。) に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が  
平成31年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定  
にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場  
合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の50を乗じて得  
た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのう

ち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第10項に規定するもの  
 (ア) および(イ) 省略

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第11項に規定するもの  
 (ア) および(イ) 省略

(2) 次に掲げる軽油自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第12項に規定するもの  
 (ア) および(イ) 省略

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第13項に規定するもの  
 (ア) および(イ) 省略

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第14項に規定するもの  
 (ア) および(イ) 省略

6 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(第2項から前項までまたは付則第10条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までにに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。  
 (1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条

ち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第12項に規定するもの  
 (ア) および(イ) 省略

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第13項に規定するもの  
 (ア) および(イ) 省略

(2) 次に掲げる軽油自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第14項に規定するもの  
 (ア) および(イ) 省略

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第15項に規定するもの  
 (ア) および(イ) 省略

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第16項に規定するもの  
 (ア) および(イ) 省略

6 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(第2項から前項までまたは付則第10条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までにに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。  
 (1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条

の5第15項に規定するもの

(7) および(イ) 省略

イ 車両総重量が2.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第16項に規定するもの  
(7) および(イ) 省略

(2) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則附則第4条の5第17項に規定するもの

ア およびイ 省略

7 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(第2項から前項までまたは付則第10条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の75を乗じて得た率とする

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第18項に規定するもの

(7) および(イ) 省略

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第19項に規定するもの

(7) および(イ) 省略

(2) 次に掲げる軽油自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第20項に規定するもの

の5第17項に規定するもの

(7) および(イ) 省略

イ 車両総重量が2.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第18項に規定するもの  
(7) および(イ) 省略

(2) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則附則第4条の5第19項に規定するもの

ア およびイ 省略

7 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(第2項から前項までまたは付則第10条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の75を乗じて得た率とする

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第20項に規定するもの

(7) および(イ) 省略

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第21項に規定するもの

(7) および(イ) 省略

(2) 次に掲げる軽油自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第22項に規定するもの

<p>(ア) および(イ) 省略</p> <p>イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第21項に規定するもの</p> <p>(ア) および(イ) 省略</p> <p>ウ 車両総重量が3.5トンを超えバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第22項に規定するもの</p> <p>(ア) および(イ) 省略</p>	<p>(ア) および(イ) 省略</p> <p>イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第23項に規定するもの</p> <p>(ア) および(イ) 省略</p> <p>ウ 車両総重量が3.5トンを超えバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第24項に規定するもの</p> <p>(ア) および(イ) 省略</p>
<p>8 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項までまたは付則第10条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。</p> <p>(1) 次に掲げるガソリン自動車</p> <p>ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第23項に規定するもの</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。</p>	<p>8 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項までまたは付則第10条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。</p> <p>(1) 次に掲げるガソリン自動車</p> <p>ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第25項に規定するもの</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率</p>
<p>イ 車両総重量が2.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第24項に規定するもの</p> <p>(ア) および(イ) 省略</p> <p>(2) 自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則附則第4条の5第25項に規定するもの</p> <p>ア および(イ) 省略</p>	<p>イ 車両総重量が2.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第26項に規定するもの</p> <p>(ア) および(イ) 省略</p> <p>(2) 自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則附則第4条の5第27項に規定するもの</p> <p>ア および(イ) 省略</p>

第10条の2の2 省略

(自動車取得税の課税標準の特例)

第10条の2の3 次に掲げる自動車（以下この項において「第1種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第1種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成30年3月31日までにに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から45万円を控除して得た額」とする。

(1)～(3) 省略

(4) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の4第8項に規定するもの

(7) 省略

(4) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上であること。

イ およびウ 省略

(5) 次に掲げるガソリン自動車（平成32年度基準エネルギー消費効率および平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則附則第4条の6第1項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定しない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この項から第5項までにおいて「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。）を算定する方法として施行規則附則第4条の6第2項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定しているもの（次項から第5項までにおいて「平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車」という。）に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の6第3項に規定するもの

(7) および(4) 省略

第10条の2の2 省略

(自動車取得税の課税標準の特例)

第10条の2の3 次に掲げる自動車（以下この項において「第1種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第1種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日までにに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から45万円を控除して得た額」とする。

(1)～(3) 省略

(4) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の4第8項に規定するもの

(7) 省略

(4) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の140を乗じて得た数値以上であること。

イ およびウ 省略

(5) 次に掲げるガソリン自動車（平成32年度基準エネルギー消費効率および平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則附則第4条の6第1項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定しない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この項から第5項までにおいて「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。）を算定する方法として施行規則附則第4条の6第2項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定しているもの（次項から第5項までにおいて「平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車」という。）に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の6第3項に規定するもの

(7) および(4) 省略

<p>(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の195を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>イ 省略</p> <p>(6) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則第4条の4第14項に規定するもの</p> <p>ア 省略</p> <p>イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(7) 省略</p> <p>2 次に掲げる自動車（以下この項において「第2種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第2種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から35万円を控除して得た額」とする。</p> <p>(1) 付則第10条の2第2項 または第3項第1号に掲げるガソリン自動車</p> <p>(2) ガソリン自動車（車両総重量が2.5トン以下のトラックであつて、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第4条の6第5項に規定するもの</p> <p>ア 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。</p> <p>イ 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</p> <p>ウ エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値以上であること。</p>	<p>(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の210を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>イ 省略</p> <p>(6) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で総務省令で定めるもの</p> <p>ア 省略</p> <p>イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の140を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(7) 省略</p> <p>2 次に掲げる自動車（以下この項において「第2種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第2種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から35万円を控除して得た額」とする。</p> <p>(1) 付則第10条の2第2項第1号または第3項第1号に掲げるガソリン自動車</p> <p>(2) 次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）</p> <p>ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第4条の6第5項に規定するもの。</p> <p>(7) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。</p> <p>(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</p> <p>(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の195を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第4条の6第6項に規定するもの</p> <p>(7) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。  
 (ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値以上であること。

(3) 付則第10条の2第2項第2号に掲げる石油ガス自動車  
 (4) 付則第10条の2第3項第2号ウに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

3 次に掲げる自動車（以下この項において「第3種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第3種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から25万円を控除して得た額」とする。

(1) 省略  
 (2) 次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）  
 ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の6第7項に規定するもの  
 (7)～(ウ) 省略  
 イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の6第8項に規定するもの  
 (7)～(ウ) 省略  
 (3) および(4) 省略

4 次に掲げる自動車（以下この項において「第4種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第4種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15万円を控除して得た額」とする。

(1) 省略

(3) 付則第10条の2第3項第2号ウに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

3 次に掲げる自動車（以下この項において「第3種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第3種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から25万円を控除して得た額」とする。

(1) 省略  
 (2) 次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）  
 ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の6第6項に規定するもの  
 (7)～(ウ) 省略  
 イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の6第7項に規定するもの  
 (7)～(ウ) 省略  
 (3) および(4) 省略

4 次に掲げる自動車（以下この項において「第4種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第4種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15万円を控除して得た額」とする。

(1) 省略

(2) 次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の6第8項に規定するもの

(7)～(7) 省略

イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の6第9項に規定するもの

(7)～(7) 省略

(3) および(4) 省略

5 次に掲げる自動車（以下この項において「第5種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第5種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から5万円を控除して得た額」とする。

(1) 省略

(2) 次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の6第10項に規定するもの

(7) および(4) 省略

(7) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の6第11項に規定するもの

(7)～(7) 省略

(3) 省略

6～13 省略

(2) 次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の6第9項に規定するもの

(7)～(7) 省略

イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の6第10項に規定するもの

(7)～(7) 省略

(3) および(4) 省略

5 次に掲げる自動車（以下この項において「第5種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第5種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から5万円を控除して得た額」とする。

(1) 省略

(2) 次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の6第11項に規定するもの

(7) および(4) 省略

(7) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の6第12項に規定するもの

(7)～(7) 省略

(3) 省略

6～13 省略

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る県民税の所得計算の特例)  
第14条の3の2 県民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の14第5項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約（以下この条において「非課税上場株式等管理契約」という。）

に基づき同法第37条の14第1項に規定する非課税口座内上場株式等（その者が

2 以上の同条第5項第1号に規定する非課税口座（以下この条において「非課税口座」という。）を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この条において同じ。）の譲渡をした場合には、施行令附則第18条の6の2第1項に定めるところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額または雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額または雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座

からの非課税口座内上場株式等の一  
部または全部の払出し(振替によるものを含む。以下この項において同じ。)があつた場合には、当該払出しがあつた非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、その時における価額として施行令附則第18条の6の2第2項に規定する金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約  
に基づく譲渡があつたものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還または廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあつた

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る県民税の所得計算の特例)  
第14条の3の2 県民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の14第5項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約（以下この条において「非課税上場株式等管理契約」という。）または同項第4号に規定する非課税累積投資契約（次項において「非課税累積投資契約」という。）に基づき同法第37条の14第1項に規定する非課税口座内上場株式等（以下この条において「非課税口座内上場株式等」という。）（その者が  
2 以上の同法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座（以下この条において「非課税口座」という。）を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この条において同じ。）の譲渡をした場合には、施行令附則第18条の6の2第1項に定めるところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額または雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額または雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、同条第5項第3号に規定する非課税管理勘定（以下この項において「非課税管理勘定」という。）または同条第5項第5号に規定する累積投資勘定（以下この項において「累積投資勘定」という。）からの非課税口座内上場株式等の一  
部または全部の払出し(振替によるものを含む。以下この項において同じ。)があつた場合には、当該払出しがあつた非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、その時における価額として施行令附則第18条の6の2第2項に規定する金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約または非課税累積投資契約に  
基づく譲渡があつたものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還または廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあつた非課税管

非課税口座を開設し、または開設していた県民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還または廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、返還または廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、同項第2号に掲げる贈与または相続もしくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した県民税の所得割の納税義務者については、当該贈与または相続もしくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとそれぞれみなして、前項および付則第14条の2の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

(未成年者口座内上場株式等の譲渡に係る県民税の所得計算の特例)

第14条の3の3 省略

2 租税特別措置法第37条の14の2第4項各号に掲げる事由により、未成年者口座

からの未成年者口座内上場株式等の一部または全部の払出し(振替によるものを含む。以下この条において同じ。)があつた場合には、当該払出しがあつた未成年者口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、その時における価額として施行令附則第18条の6の3第2項において読み替えて準用する施行令附則第18条の6の2第2項に規定する金額(以下この条において「払出し時の金額」という。)により未成年者口座管理契約に基づく譲渡があつたものと、同法第37条の14の2第4項第1号に掲げる移管もしくは返還または同項第3号イに掲げる廃止による未成年者口座内上場株式等の払出しがあつた

未成年者口座を開設し、または開設していた県民税の所得割の納税義務者については、当該移管もしくは返還または廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をも

理勘定または累積投資勘定が設けられている非課税口座を開設し、または開設していた県民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還または廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、返還または廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと、同項第2号に掲げる贈与または相続もしくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した県民税の所得割の納税義務者については、当該贈与または相続もしくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとそれぞれみなして、前項および付則第14条の2の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

(未成年者口座内上場株式等の譲渡に係る県民税の所得計算の特例)

第14条の3の3 省略

2 租税特別措置法第37条の14の2第4項各号に掲げる事由により、同条第5項第3号に規定する非課税管理勘定(以下この条において「非課税管理勘定」という。)または同項第4号に規定する継続管理勘定(以下この条

において「継続管理勘定」という。)からの未成年者口座内上場株式等の一部または全部の払出し(振替によるものを含む。以下この条において同じ。)があつた場合には、当該払出しがあつた未成年者口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、その時における価額として施行令附則第18条の6の3第2項において読み替えて準用する施行令附則第18条の6の2第2項に規定する金額(以下この条において「払出し時の金額」という。)により未成年者口座管理契約に基づく譲渡があつたものと、同法第37条の14の2第4項第1号に掲げる移管もしくは返還または同項第3号イに掲げる廃止による未成年者口座内上場株式等の払出しがあつた非課税管理勘定または継続管理勘定が設けられている未成年者口座を開設し、または開設していた県民税の所得割の納税義務者については、当該移管もしくは返還または廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をも

つて当該移管もしくは返還または廃止による払出しがあつた未成年者口座内上場株式等の数に相当する数の当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと、同項第2号に掲げる相続もしくは遺贈または同項第3号口に掲げる贈与により払出しがあつた未成年者口座内上場株式等を取得した県民税の所得割の納税義務者については、当該相続もしくは遺贈または贈与の時に、その払出し時の金額をもつて当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとそれぞれみなして、前項および付則第14条の2の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

3 未成年者口座および租税特別措置法第37条の14の2第5項第5号に規定する課税未成年者口座を開設する県民税の所得割の納税義務者の同条第4項第3号に規定する基準年の前年12月31日までに契約不履行等事由が生じた場合には、次に定めるところにより、県民税に関する規定を適用する。この場合には、施行令附則第18条の6の3第3項において読み替えて準用する施行令附則第18条の6の2第1項に定めるところにより、第1号から第3号までの規定による未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額および雑所得の金額と当該未成年者口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額および雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算する。

(1) 省略

(2) 当該未成年者口座の設定の時から契約不履行等事由が生じた時までの間に租税特別措置法第37条の14の2第4項第1号に規定する他の保管口座または非課税管理勘定もしくは継続管理勘定への移管（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第25条の13の8第5項に規定する事由による移管を除く。以下この号および第4号において同じ。）があつた未成年者口座内上場株式等については前項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、その移管があつた時

つて当該移管もしくは返還または廃止による払出しがあつた未成年者口座内上場株式等の数に相当する数の当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと、同項第2号に掲げる相続もしくは遺贈または同項第3号口に掲げる贈与により払出しがあつた未成年者口座内上場株式等を取得した県民税の所得割の納税義務者については、当該相続もしくは遺贈または贈与の時に、その払出し時の金額をもつて当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとそれぞれみなして、前項および付則第14条の2の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

3 未成年者口座および租税特別措置法第37条の14の2第5項第5号に規定する課税未成年者口座を開設する県民税の所得割の納税義務者の同条第4項第3号に規定する基準年の前年12月31日までに契約不履行等事由が生じた場合には、次に定めるところにより、県民税に関する規定を適用する。この場合には、施行令附則第18条の6の3第3項において読み替えて準用する施行令附則第18条の6の2第1項に定めるところにより、同法第37条の14の2第4項第1号から第3号までの規定による未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額および雑所得の金額と当該未成年者口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額および雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算する。

(1) 省略

(2) 当該未成年者口座の設定の時から契約不履行等事由が生じた時までの間に租税特別措置法第37条の14の2第4項第1号に掲げる移管（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第25条の13の8第5項に規定する事由による移管を除く。以下この号および第4号において同じ。）があつた未成年者口座内上場株式等については前項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、その移管があつた時

<p>時における払出し時の金額により未成年者口座管理契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。</p> <p>(3)～(5) 省略</p> <p>4 省略</p> <p>(未成年者口座内上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)</p> <p>第14条の3の4 省略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第17条第1項第7号ならびに第36条の18第1項および第2項の規定の適用については、同号中「特定株式等譲渡対価等の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座を開設する個人で同条第6項に規定する契約不履行等事由による当該未成年者口座の廃止(第36条の18第1項および第2項において「未成年者口座の廃止」という。)の日」と、第36条の18第1項中「選択口座が開設されている租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する金融商品取引業者等で特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「未成年者口座の廃止の日」と、「に對して当該特定株式等譲渡対価等の支払をするもの」とあるのは「の当該未成年者口座が開設されている租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する金融商品取引業者等」と、同条第2項中「特定株式等譲渡対価等の支払をする際」とあるのは「未成年者口座の廃止の際」とする。</p> <p>以下 省略</p>	<p>における払出し時の金額により未成年者口座管理契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。</p> <p>(3)～(5) 省略</p> <p>4 省略</p> <p>(未成年者口座内上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)</p> <p>第14条の3の4 省略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第17条第1項第7号ならびに第36条の18第1項および第2項の規定の適用については、同号中「特定株式等譲渡対価等の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座を開設する個人で同条第6項に規定する契約不履行等事由による当該未成年者口座の廃止(第36条の18第1項および第2項において「未成年者口座の廃止」という。)の日」と、第36条の18第1項中「選択口座が開設されている租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する金融商品取引業者等で特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「未成年者口座の廃止の日」と、「に對して当該特定株式等譲渡対価等の支払をするもの」とあるのは「の当該未成年者口座が開設されている租税特別措置法第37条の14第1項に規定する金融商品取引業者等」と、同条第2項中「特定株式等譲渡対価等の支払をする際」とあるのは「未成年者口座の廃止の際」とする。</p> <p>以下 省略</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

滋賀県税条例 新旧対照表 (第3条関係)

新	旧
<p>第1条～第68条 省略</p> <p>(環境性能割の申告納付)</p> <p>第69条 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時または日までに、施行規則第9条の5に規定する様式により、環境性能割の課税標準額、環境性能割額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。この場合において、自動車の取得価額が通常の取引価額と著しく異なるときは、売買契約書その他当該自動車の取得価額を証する書類の写しを当該申告書に添付しなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 道路運送車両法第13条第1項の規定による移転登録(以下この節において「移転登録」という。)を受けるべき自動車 当該移転登録を受けるべき事由があつた日から15日を経過する日(その日前に当該移転登録を受けたときは、当該移転登録の時)</p> <p>(3) および(4) 省略</p>	<p>第1条～第68条 省略</p> <p>(環境性能割の申告納付)</p> <p>第69条 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時または日までに、施行規則第9条の5に規定する様式により、環境性能割の課税標準額、環境性能割額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。この場合において、自動車の取得価額が通常の取引価額と著しく異なるときは、売買契約書その他当該自動車の取得価額を証する書類の写しを当該申告書に添付しなければならない。</p> <p>(1) 新規登録を受ける自動車 当該新規登録の時</p> <p>(2) 道路運送車両法第13条第1項の規定による移転登録(以下この号および第73条の11において「移転登録」という。)を受けるべき自動車 当該移転登録を受けるべき事由があつた日から15日を経過する日(その日前に当該移転登録を受けたときは、当該移転登録の時)</p> <p>(3) 前2号に掲げる自動車以外の自動車で、道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車 当該記入を受けるべき事由があつた日から15日を経過する日(その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時)</p> <p>(4) 前3号に掲げる自動車以外の自動車 当該自動車の取得の日から15日を経過する日</p> <p>2 自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。以下この項において同じ。)は、前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時または日までに、施行規則第9条の5に規定する様式により、当該自動車の取得者が取得した自動車について必要な事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。</p>

(環境性能割の納付の方法)

第70条 環境性能割の納税義務者は、環境性能割額を納付する場合（当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場合は、申告書または修正申告書に県が発行する証紙を貼つてしなければならない。）

2 環境性能割の納税義務者は、前項の規定による証紙を貼ることに代えて申告書もしくは修正申告書に知事が指定する証紙代金収納計器（以下「収納計器」という。）で証紙の額面金額に相当する金額を表示した印影（以下「証紙代金収納印」という。）の押印を受け、または証紙の額面金額に相当する現金を納付することができる。

3 知事は、前項の規定により証紙の額面金額に相当する現金の納付があつたときは、申告書または修正申告書に納税済印を押さなければならない。

4 証紙の様式、収納計器で表示する証紙代金収納印の形式その他証紙徴収について必要な事項は、規則で定める。

(新設)

(環境性能割の納付の方法の特例)

第70条の2 環境性能割の納税義務者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録または移転登録の申請および第69条第1項の規定による申告書の提出を行う場合には、前条の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に対して課する環境性能割を施行規則第9条の16に規定する方法により納付しなければならない。

以下 省略

以下 省略

新	旧
<p>第1条 省略</p>	<p>第1条 省略</p>
<p>第2条 滋賀県税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>第65条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「自動車税」を「種別割」に、「道路運送車両法第7条、第12条または第13条の規定による登録」を「新規登録、道路運送車両法第12条第1項に規定する変更登録（次項において「変更登録」という。）または移転登録」に、「申請した」を「申請をした」に、「第9条の2」を「第9条の17」に改め、同項第2号中「第60条」を「第73条の4」に改め、同項第5号中「法第145条第3項」を「第60条第3項」に改め、同条第2項中「道路運送車両法第7条、第12条または第13条の規定による登録」を「新規登録、変更登録または移転登録」に改め、同条第3項中「自動車税」を「種別割」に改め、「第1項」の右に「の規定」を加え、同条第4項中「法第145条第2項」を「第61条第1項」に改め、同条を第73条の11とする。</p> <p>第64条の3の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「自動車税の納税者」を「種別割の納税者」に、「道路運送車両法第7条の規定による登録」を「新規登録」に、「当該登録」を「当該新規登録」に、「係る自動車税」を「対して課する種別割」に、「第9条」を「第9条の16」に改め、同条を第73条の10の2とする。</p> <p>第64条の2（見出しを含む。）中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第3項中「道路運送車両法第7条の規定による登録」を「新規登録」に、「第150条第1項」を「第177条の10第1項」に、「同項」を「第73条の7」に規定する種別割」に改め、同条第4項中「道路運送車両法第7条の規定</p>	<p>第2条 滋賀県税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>第65条の見出し中「自動車税」に改め、同条第1項中「自動車税」を「種別割」に、「道路運送車両法第7条、第12条または第13条の規定による登録」を「新規登録、道路運送車両法第12条第1項に規定する変更登録（次項において「変更登録」という。）または移転登録」に、「申請した」を「申請をした」に、「第9条の2」を「第9条の17」に改め、同項第2号中「第60条」を「第73条の4」に改め、同項第5号中「法第145条第3項」を「第60条第3項」に改め、同条第2項中「道路運送車両法第7条、第12条または第13条の規定による登録」を「新規登録、変更登録または移転登録」に改め、同条第3項中「自動車税」を「種別割」に改め、「第1項」の右に「の規定」を加え、同条第4項中「法第145条第2項」を「第61条第1項」に改め、同条を第73条の11とする。</p> <p>第64条の2（見出しを含む。）中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第3項中「道路運送車両法第7条の規定による登録」を「新規登録」に、「第150条第1項」を「第177条の10第1項」に、「同項」を「第73条の7」に規定する種別割」に改め、同条第4項中「道路運送車両法第7条の規定</p>

